

第一善隣館定款

第一章 名称及事務所

第一条 本館ヲ第一善隣館ト称ス

第二条 本館ノ事務所ヲ金沢市野町五丁目十番地ニ置ク

第二章 目的及事業

第三条 本館ハ社会改良社会教化ヲ目的トスル団体並ニ社会上教育上宗教上必要ナル団体ト協調シ及同目的ノタメ事業ヲ行ウ

第四条 前条ノ目的ノタメ会館ヲ設ケ行フ事業ノ概目左ノ如シ

- 一・ 常会ヲ開催ス
- 一・ 託児事業
- 一・ 公益上必要ト認ムル団体ニ事務室ヲ提供シ或ハ事務ヲ代弁ス
- 一・ 講演並ニ印刷物ノ発行
- 一・ 其他ノ隣保事業

第三章 役員

第五条 本館ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一・ 理事 九名
- 一・ 監事 三名
- 一・ 評議員 若干名

第六条 理事ハ左記ノ者ヲ以テ充ツ

- 一・ 石川県社会課長
- 一・ 金沢市社会課長
- 一・ 金沢市教育課長
- 一・ 野町尋常小学校長
- 一・ 野町校下方面常務委員
- 一・ 十一屋校下方面常務委員
- 一・ 帝国在郷軍人会金沢市第一分会長

一、理事会ノ選任セル者一名

理事中常務理事一名ヲ互選ス

第七条 監事ハ理事会ニテ選挙セラレタルモノヲ以テス

第八条 評議員ハ常務理事ノ推薦ニヨリ理事会ノ承認ヲ經タルモノヲ以テス

第九条 理事監事評議員ハ同一人之ヲ兼ヌルヲ得ズ

第十条 監事ノ任期ヲ二年トシ評議員ノ任期ヲ一年トス

第十一条 監事ニ欠員ヲ生ジタル時ハ一ヶ月以内ニ之ヲ補充ス

補欠ニヨリ就任シタル監事ハ就任シタル日ヨリ任期ヲ起算ス

第十二条 理事ハ本館ノ事業ヲ行ヒ会計ヲ掌理ス

第十三条 常務理事ハ本館ヲ代表シ常務ヲ掌理ス

常務理事ノ任期ハ二ケ年トス補欠ニヨリ就任シタル者ハ就任ノ日ヨリ任期ヲ起算ス

第十四条 監事ハ会計ヲ監査ス

第十五条 評議員ハ常務理事ノ諮問ニ参与ス

第十六条 役員ハ名譽職トス

第十七条 本館ニ有給ノ職員保母及小使ヲ置クコトヲ得常務理事之ヲ任免ス

第四章 会 議

第十八条 会議ヲ分チテ理事会及評議員会トス

第十九条 理事会ハ定期理事会及臨時理事会トニ分チ定期理事会ハ毎年四月之ヲ開ク

臨時理事会ハ理事ガ必要ト認メタルトキ又ハ監事ガ本館会計ノ状況ヲ監査シ不整ノ廉アルコトヲ発見シ其報告ヲナスタメ必要アルトキ之ヲ開ク

第二十条 常務理事ハ議事録ヲ作成シ必要ナル事項ヲ記載シテ会議ノ出席者二名以上之ニ自記署名スベシ

第二十一条 輕微ナル事項ニ関シテハ書面ニ依ル表決ヲ以テ臨時理事会ニ代フルヲ得

第五章 会 計

第二十二条 本館ノ事業及会計年度ハ一カ年トシ毎年四月一日

ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第二十三条 常務理事ハ毎事業年度ノ終リニ於テ左ニ掲グル書

類を調整スベシ

一. 財 産 目 録

二. 事 業 報 告

三. 決 算 書

四. 予 算 書 並 事 業 計 画 書

第二十四条 定期理事会ハ前条ニ掲ケタル書類ニ就キ審議スベシ

第二十五条 本館ノ財産ハ常務理事之ヲ管理スベシ

第二十六条 常務理事ハ理事会ノ決議ニヨル以外ノ方法ニヨリ

財産ヲ管理スルヲ得ズ

第二十七条 本館ニ基本財産ヲ設クルヲ得

基本財産ハ其他ノ財産ト區別シ管理スベシ

第二十八条 基本財産ハ經常ノタメ費消スルヲ得ズ

基本財産ヲ費消スルトキハ理事監事全員ノ承認ヲ

要ス

第二十九条 基本財産ヨリ生ジタル利子ハ之ヲ經常ノ費ニ使用

スルヲ得

第 六 章 諸 規 定

第三十条 本館ガ事業執行及本館維持ノタメニ要ル規定ハ別

ニ定ム

附 則

第三十一条 本定款ノ改廃修正ハ理事会ノ議決ヲ要ス

第三十二条 本定款ハ石川県方面委員野町校下常務委員ガ召集

シタル本館創立理事会コレヲ制定ス